

# 原子力損害賠償紛争審査会による現地視察結果について

令和 5 年 9 月 27 日

原子力損害賠償紛争審査会事務局

## 1. 日程

令和 5 年 7 月 24 日 (月)、25 日 (火)

## 2. 目的

- 中間指針等に基づく賠償の実施状況を確認するため、被災地域の現場を視察すること

## 3. 視察委員等

※一部のみ参加の委員等を含む。

### 【委員】

内田会長、樫見会長代理、明石委員、江口委員、織委員、鹿野委員、古笛委員、富田委員、中田委員 計 9 名

### 【特別委員 (総括委員)】

沖野特別委員 計 1 名

## 4. 視察行程

7 月 24 日 (月)

- 富岡町 ● 夜ノ森駅周辺、帰還困難区域 (赤坂地区、深谷地区)、中央商店街等を視察。
  - 富岡町役場において、山本町長等と意見交換。
- 双葉町 ● 東日本大震災・原子力災害伝承館、帰還困難区域 (鴻草地区) を視察。
  - 双葉町役場において、伊澤町長、伊藤議長等と意見交換。

7月25日（火）

- 大熊町 ● 帰還困難区域（下野上1区、中間貯蔵施設等）を視察。
- 大熊町役場において、吉田町長、吉岡議長等と意見交換。
- 飯舘村 ● 道の駅までい館、草野地区、長泥曲田公園等を視察。
- 長泥コミュニティーセンターにおいて、杉岡村長等と意見交換。
- 東京電力 ● 郡山相談窓口。
- 郡山東口ビルにおいて、内田執行役員/福島復興本社副代表、弓岡福島原子力補償相談室長等と意見交換。

## 原子力損害賠償紛争審査会による現地視察における 被災自治体等の主な御発言概要

### 【富岡町】

- ・避難指示が解除された地域でも、まだ課題は残されている。例えば、町内で事業を営んでいた方からは、顧客を失ったことにより元の場所での事業再開も、避難先での再開も難しいといった切実な声が寄せられている。また、大企業は国費による解体の対象外とされているため、国道6号線沿線に廃墟化した店舗が散在しており、まち作りへの弊害が懸念されている。原子力損害の解決に向け、審査会をはじめ、ADRセンターなどの知見を十分に活用し、全ての被害者の救済と被災地の真の復興への支援をお願いしたい。
- ・被害実態を丁寧に把握した上で、中間指針が見直されたことにより、精神的損害に対する賠償が大きく前進したと認識している。富岡町では、介護や障害等の増額事由の該当者への対応や請求漏れ対応、東電の相談窓口会場の拡充等、円滑な賠償実施の取組を行っている。第五次追補による追加賠償に、審査会による議論の趣旨・目的が適切に反映され、円滑に実施されるよう、引き続き指導してほしい。

### 【双葉町】

- ・双葉町は令和4年8月30日に特定復興再生拠点区域が避難指示解除されたが、未だに85%のエリアは避難指示解除されておらず、町外に避難をしている。このため、日常生活阻害慰謝料は少なくとも特定復興再生拠点区域が避難指示解除された令和4年8月30日までとするよう指針を見直してほしい。それ以外の避難指示解除されていない帰還困難区域については、避難指示解除までの対応を検討してほしい。
- ・長期化している避難生活の状況は多様であるため、これまで以

上に被害者からの意見聴取を行い、町民の被害実態に即した内容となるよう、指針の見直しに真摯に対応してほしい。

- ・第五次追補等に係る追加賠償の東電の請求制度について、WEB 請求が周知されたが、慣れていない高齢者が疎外感や不安感を感じているという声があった。また、東電の相談専用ダイヤルに電話が当初全く繋がらず、辛い状況の中で請求する方々の声を聴くのが辛かった。5月末くらいからは徐々に繋がりがよくなっているが、まだ繋がりにくい状況が続いている。

### 【大熊町】

- ・帰還困難区域などへの現地視察、専門家による調査などにより、時間の経過とともに変化する原子力損害の実態について、被害者の個別具体的な事情を十分に把握した上で、迅速・公平かつ適切に損害賠償がなされるよう、自ら定める指針を不断に見直してほしい。
- ・ALPS 処理水の処分に関しては、風評を生じさせないという強い決意の下、万全な風評対策を講じていることはもちろんだが、それでも生じる風評被害に対しては、農林水産業や観光業のみならず、あらゆる業種において損害の範囲を幅広く捉え、簡易かつ柔軟な手法により、被害の実態に見合った賠償を迅速かつ確実に行うよう審査会として東京電力に強く申し入れてほしい。
- ・商工業者や農林業者等の営業損害および就労不能損害について、避難指示解除後の営業や就労が困難な状況を鑑み、一括賠償後においても、損害が継続または発生している限りは、個別の状況に応じて賠償が実施されるよう、改めて審議して指針に示してほしい。また、個別事情に応じた賠償について、東電側の弁護士が結構きついことを言ってきたり、避難状況を全く把握していないような発言が多いため、東電に指導してほしい。
- ・商工業者と農林業者の賠償の平準化について、地元の賠償相談窓口の担当者は理解してくれるが、本店で断られるケースがほとんどであるため、まずは個別の案件を東電本店で協議する仕組み作りの指導をしてほしい。

- ・ 昨年は町民の方との意見交換会があったが、今年は町側とだけになってしまって残念。次回の視察ではぜひとも個人個人の意見を聞く場を設けてほしい。
- ・ 大熊町は中間貯蔵施設として町有地や個人の土地等を国に提供しているが、沢山の地権者が地上権という形で協力してくれており、今後帰還をしたい、もしくは自分の土地を有効活用したいという人が沢山いる。特定帰還居住区域だけでは解決できないため、賠償の問題が引き続き継続していることを認識してほしい。

### 【飯舘村】

- ・ 被災者が不利益を被ることのない、正確な賠償事務処理体制の構築については、東京電力による正確な賠償事務の遂行、不適切な事案の防止、相談窓口の体制改善、個人情報取り扱いに関する要望があったことを東京電力に伝えてほしい。単身独居高齢世帯が多い中、賠償請求は分かりづらいので、相談窓口があるとよい。
- ・ 被災者それぞれの実情に沿った親身、迅速、丁寧な賠償については、事故後 13 年目になっているため、世帯が分離されるなど被災者の状況が相当変わってきていることを的確に掴んだ対応をしてほしい。
- ・ 被災者に寄り添った丁寧な賠償については、時代、時々に応じて色々あり、そこにもしっかりと対応し、特に煩雑な事務手続きの運用を見直してほしい。
- ・ 消滅時効への対応も、これまで通りお願いしたい。
- ・ 適時適切な指針の見直しについては、当初想定されなかった賠償などを的確に捉えて、指針に反映してほしい。
- ・ 農林畜産業、商工業等の営業損害に係る賠償については、分かりやすい丁寧な説明かつ必要な賠償を徹底してもらえよう、東電に伝えてほしい。また、避難先も含め、集落皆で同じ条件で同じ情報を平等に出してほしい。

## 【東京電力】

(東京電力から請求書送付や賠償の支払いの流れ等について説明を受けた後、意見交換)

- ・ 審査会委員より、以下の点を東京電力に伝えた。
  - 請求に係る書類の誤送付の問題と同時に、あるいはそれ以上に、相談窓口の電話が繋がりにくいというご不満があったので、改善してほしい。
  - 本社の弁護士の対応で、非常に心が傷付いた方がいた。同じ金額を賠償するのでも、対応する方の態度如何によって、被害者の気持ちが全く異なることがあるので、ご対応にさらにご配慮いただきたい。
  - それぞれの類型ごとに、追加賠償の計画を報告していただきたい。なぜ追加賠償が遅れているのか実態が分からないから、不満が出てくると思う。膨大な数があってできていないということが上手く伝わっていないのではないか。住所が変わった方の連絡など、請求する側に動いてもらえれば追加賠償がもっと早くなると思うので、検討して欲しい。
  - 窓口の開設状況が限られている中、高齢者の方は請求手続きについて理解しがたいところがあると思うので、出張形式の相談窓口開設等をぜひともお願いしたい。

原子力損害賠償紛争審査会  
会長 内田 貴 様

原子力損害賠償紛争審査会の  
今後の審議に向けた  
要望書

令和5年7月24日  
福島県富岡町長 山本 育男

## 要 望 書

福島第一原子力発電所事故により、突如慣れ親しんだ古里を追われるよう避難してから12年4ヶ月が過ぎました。本年4月には、特定復興再生拠点区域の避難指示解除が実現し、新たな復興のステージを迎えることができました。

地域経済を好循環させる『農業・産業の育成』、賑わいを形づくる『帰還と移住促進』、地域で育てる『子供達の環境づくり』を取組方針とし、かつての賑わいを町内全体で着実に取り戻し、より一層加速させるべく様々な事業を進めております。

一方、特定復興再生拠点区域に含まれない帰還困難区域においては、福島復興再生特別措置法の改正を受け、地域住民は帰還に希望を持つことができましたが、帰還の実現に向けた具体的な取組を早急に進める必要があります。

また、避難指示が解除された地域の住民にとっても、古里はかけがえない場所という思いはありながらも個々の事情により帰還が叶わないなど、被害者のおかれた状況は十人十色であり、未だ未来を描くことができず悩みを抱える方も数多くおります。

このようなことから、当町といたしましては、復興計画に位置付ける帰還する・しないの二者択一を迫るのではなく、一人一人の選択を尊重するという「第三の道」の精神のもと、将来に渡り被災者に寄り添い、それぞれの課題や帰還に対する希望などを丁寧に聞き取り、生活再建に向けた支援を行ってまいります。

貴審査会におかれましては、複雑多様化する被害者それぞれの被害実態をしっかりと把握され、確実に適正な賠償がなされるよう、これまで以上に現場主義を貫き、審査会による議論が展開されるよう要望します。

## 記

1. 原子力損害の解決に向けた更なる支援
2. 第五次追補の適正な遂行に関する取組

## 1.原子力損害の解決に向けた更なる支援

帰還困難区域のみならず、避難指示が解除された地域の住民や事業者が抱える賠償課題が全て解決されたとは言い難い状況にあります。

貴審査会をはじめ、原子力損害賠償紛争解決センターなど、被害者・被災地の苦悩に寄り添い続けてこられた知見を活かしていただき、全ての被害者が前進できるよう、ひいては被災地が真の復興を遂げられるよう更なるご助力を要望いたします。

## 2.第五次追補の適正な遂行に関する取組

中間指針第五次追補は、貴審査会による司法判断の検証に加え、被害者から直接聞き取った声を踏まえるなど、類型化できうる限りの賠償基準として見直されたことで、被害実態に見合った適正な賠償が大きく前進したものと認識しています。

第五次追補の目的が適切且つ十分に達成されるよう、関係機関に対するご確認やご助言をお願いいたします。

原子力損害賠償紛争審査会  
会 長 内 田 貴 様

原子力損害賠償紛争審査会の  
今後の審議に向けた  
要 望 書

令和5年7月24日

福島県双葉町長 伊澤 史朗

福島県双葉町議会議長 伊藤 哲雄

## 原子力損害賠償紛争審査会の今後の審議に向けた要望書

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により全町避難を強いられてから、12年4か月が経過した今もなお、避難を余儀なくされた多くの町民は、43都道府県300以上の自治体で将来への不安を抱えながら長期にわたる避難生活を続けています。

当町では、昨年8月に特定復興再生拠点区域の避難指示解除が実現し、住民の居住が可能となりましたが、なお町域の約85%を帰還困難区域が占めており、また町内の居住者も現在100人にも満たない状況です。

今年6月の福島復興再生特別措置法改正により、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域へ希望する住民の帰還が可能となる制度が新設されましたが、避難指示を解除するための除染やインフラ復旧には、相当の時間がかかることが見込まれます。

当町はこれまで繰り返し、被害者の一刻も早い救済のため、貴審査会に対して、現地調査や被害者からの意見聴取、民事裁判の判決内容の精査等を反映させた中間指針の見直しについて要望してまいりました。

昨年3月、集団訴訟において、最高裁判所の決定により複数の控訴審が確定したことを受けて、ようやく、同年12月に原子力損害賠償紛争審査会の指針が9年ぶりに見直され、中間指針第五次追補が決定されました。「第五次追補」は、これまでの当町の要望を一定程度反映されたものと受け止めておりますが、今もなお、多くの町民がいつふるさとに帰還できるのか不安な中、先の見えない避難生活を強いられてお

り、精神的、経済的に受けている苦痛は計り知れません。

今後、中間指針の見直しに当たっては、被害者の救済を早急に図るため、司法の判断を待つばかりではなく、貴審査会の権限において、詳細に調査や検討を重ねた上で、より被害者の視点に立って、引き続きしっかりと御審議いただきますようお願いいたします。

また、東京電力に対し、中間指針は賠償の最低基準であることを深く認識させるとともに、被害者の視点に立った柔軟な解釈の下で「3つの誓い」の厳守と誠意を持った迅速な賠償について、引き続き指導していただきますようお願いいたします。

町民一人ひとりの被害に対する早急かつ確実な賠償と生活再建の実現に向け、貴審査会においては、以下の事項について取り組まれることを強く要望いたします。

## (1) 帰還困難区域の日常生活阻害慰謝料について

令和4年12月20日に決定した「中間指針第五次追補」の避難費用及び日常生活阻害慰謝料について、当町を含む帰還困難区域等は、特段の事情がある場合を除き平成30年3月末までを賠償の対象となる期間の目安としている。

当町では、令和4年8月30日に特定復興再生拠点区域の避難指示解除が実現し、原発事故から11年5か月でようやく住民の居住が可能となったが、今もなお町域の約85%が帰還困難区域となっており、多くの町民がいつふるさとに帰還できるのか不安な中、先の見えない避難生活によって計り知れない精神的な損害を受けている。

貴審査会の定める中間指針において、避難費用及び日常生活阻害慰謝料の賠償となる期間は、少なくとも当町の特定復興再生拠点区域が解除された令和4年8月30日までとするよう見直すこと。

## (2) 被害者との意見交換について

令和4年8月29日、30日に実施された貴審査会の現地視察において、被災された12市町村21名の住民と意見交換を行った結果は、「中間指針第五次追補」の決定に大きく影響したものと認識している。しかし、意見を聴取した人数は被害者全体数に比べると極少数であり、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故以降、避難生活を余儀なくされている状況は多様であることから被害状況を十分に把握するため、より多くの被害者の声に耳を傾けなければならない。

貴審査会においては、「中間指針第五次追補」策定後も、被害者の生活再建が確実に果たされるよう、継続的に被害者からの意見聴取を行い、被害者の個別事情をしっかりと把握した上で、適時適切な「指針」の見直しを審議すること。

### (3) 中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償に関する対応について

東京電力は、今年5月に個人情報が含まれた請求書を誤った住所に送付していた旨公表を行った。請求書には、氏名、支払額等の明記がされており、第三者に個人情報が漏えいしている可能性があることは、被害者の心情をないがしろにする、決して許される行為ではないと強い憤りを覚えるところである。

貴審査会においては、東京電力に対しこのような事態が発生しないよう再発防止に向けた体制の構築と損害がある限り最後の1人まで丁寧かつ迅速な賠償がなされるよう指導すること。

### (4) 原子力損害賠償紛争解決センター和解事例の指針への反映

原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続においては、申立件数のうち約8割で和解が成立しており、そのうち、個別事情による精神的損害の増額など、指針の基準を超えた和解が成立している。

このことを踏まえ、貴審査会及び文部科学省、紛争解決センターにおいて十分に連携を図り、類似した損害については被害者に共通しているものとして取扱い、東京電力が迅速かつ円滑に賠償できるよう指針に確実に反映すること。

原子力損害賠償紛争審査会

会長 内田 貴 様

## 原子力損害賠償に係る要望書

令和5年7月25日

大熊町長 吉田 淳

大熊町議会議長 吉岡 健太郎

・原子力損害賠償紛争審査会の今後の審議に向けた要望書

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から約12年4か月が経過しました。当町においてはこれまで、大川原地区での役場再開、災害公営住宅の入居、商業施設や交流施設などが開所し、令和4年6月30日には、旧市街地である特定復興再生拠点区域全域が避難指示解除されました。これを受けて、下野上地区復興拠点に産業交流施設、商業施設、住宅等の整備を予定しており、確実にふるさとでの復興に向けた取り組みが進展しております。

しかしながら、今なお、特定復興再生拠点区域外の住民の方は、避難を強いられている状況が継続しております。また、例え避難指示解除となったとしても、町内において安定した生活を送るまでには、相当の時間と労力が必要となります。

令和3年8月31日に「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」が政府から示され、令和5年6月2日に福島復興再生特別措置法の一部が改正され、避難指示解除による町民の帰還および帰還後

の生活再建を目指す「特定帰還居住区域」を設定できる制度が創設されました。

このような状況の中、今なお多くの町民は避難生活の長期化に伴う精神的な苦痛、経済的な負担を被っており、その内容は、避難が長引くにつれて深化し多様化しております。

このため、当町では、町民の負担を緩和するよう、中間指針（以下「指針」という。）の見直しを要望してまいりましたが、令和4年12月20日に中間指針第五次追補が発出され、約9年ぶりに指針の見直しが行われました。

審査会におかれましては、復興の状況だけではなく、目を背けたくなるような当町の現状を十分に御理解いただき、国策として推進してきた原子力発電所の事故により、苦痛を強いられている町民及び事業者の被害実態に即した内容となるよう自ら定める指針を不断に見直すことに努めていただきたい。

以上を踏まえ、下記の事項について強く要望いたします。

## 記

### 1. 避難生活が継続されている状況を踏まえた賠償について

帰還困難区域等への現地視察や専門家による調査などにより、時間の経過とともに変化する原子力損害の実態について、被害者の個別具体的な事情を十分に把握した上で、迅速、公平かつ適切に損害賠償がなされるよう、自ら定める指針を不断に見直すこと。

## 2. ALPS 処理水の処分に関する風評被害への賠償について

令和3年4月、政府によりALPS処理水の処分に関する基本方針が決定され、同年8月には当面の風評対策が、同年12月には行動計画が策定されたところであるが、それでもなお風評被害が生じることが懸念される。

国や東京電力においては、風評を生じさせないという強い決意の下、万全な風評対策を講じることはもちろんであるが、なおも生じうる風評被害に対しては、農林水産業や観光業のみならず、あらゆる業種において損害の範囲を幅広く捉え、簡易かつ柔軟な手法により、被害の実態に見合った賠償を迅速かつ確実に行うよう、審査会として東京電力に強く申し入れること。

原子力損害賠償紛争審査会  
会長 内田 貴 様

原子力損害賠償に係る要望書

令和5年7月25日

福島県相馬郡飯舘村長 杉岡 誠

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から12年が経過しましたが、本村の復興は道半ばであり、未だ大きな課題が残っております。

現在、村内居住者1,522人のうち、20代から50代の働き世代は413人、12歳以下の子どもは51人、帰還率としては、25.7%に留まっており、若者世代をはじめとした村内居住者を増やす取組みが急務です。村内居住者を増やすためには、雇用（なりわい）創出が不可欠であり、村の基幹産業である農畜産業の力強い再生、新たな産業創出、企業誘致等の取組みを進めているところです。

また、村内の高齢化率は58.9%を超え、行政における事務のうち、内容の説明や申請、請求等の手続きなど様々な場面において、それぞれの高齢者の実情に合った分かりやすい対応が欠かせません。

令和5年5月1日には、長泥地区の特定復興再生拠点区域及び長泥曲田公園の避難指示が解除されましたが、国有林に囲まれた帰還困難区域全体の避難指示解除には至っておらず、長泥地区の再生と発展に向けた取組みを継続して進めることが必要です。国は、特定復興再生拠点区域復興再生計画から取り残された区域について、「2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組みを進めていく。」との方針を示しており、国の責務として、帰還困難区域全体の避難指示解除に向けて、村の実態に寄り添い、総力を挙げた対応が必要不可欠です。

審査会におかれましては、本村の現状を十分ご理解いただき、被災者の実態に即した賠償内容となるように真摯に努めていただきたいと思います。

以上を踏まえて、次のとおり要望いたします。

## 1 被災者が不利益を被ることのない正確な賠償事務体制の構築について

### (1) 正確な賠償事務の遂行、不適切な事案の防止について

「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補」（以下、中間指針第五次追補）に伴う追加賠償の賠償請求事務において、東京電力が請求書やダイレクトメールを誤った住所に送付した事案が発生したことを受け、その原因の究明、再発防止策の構築を東京電力に求めること。

### (2) 相談窓口の体制の改善について

「中間指針第五次追補」に伴う追加賠償の受付が開始されて以降、東京電力の賠償相談専用ダイヤルに何度電話しても繋がらないという苦情が多数寄せられている。被災者に多大な手間や負担をかけることのないように、相談窓口の体制の改善を東京電力に求めること。

### (3) 個人情報の取り扱いについて

被災者の個人情報に関する取り扱いは、「個人情報保護法」及び関連法に基づき厳格に管理するように東京電力に求めること。

## 2 被災者それぞれの実情に沿った親身、迅速、丁寧な賠償について

### (1) 被災者の実態に見合った賠償

住民や事業者の置かれている状況を十分に踏まえ、混乱や不公平を生じさせないよう配慮しながら、被害の実態に見合った賠償を确实かつ迅速に行わせること。また、帰還や避難生活の長期化等により生じる様々な精神的な苦痛、生活費の増加費用、就労不能に伴う損害等について、地域の実情や個別具体的な事情等に応じた適切な対応を含め、被害者の立場に立った賠償を行わせること。

## (2) 被災者に寄り添った丁寧な賠償

高齢者や障がいのある方などが取り残され、請求漏れや請求を諦めるといった事案が発生することのないように、東京電力による損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策「3つの誓い」のとおり、東京電力には請求書の作成や証明書等の提出を積極的に支援させるとともに、請求手続きの煩雑な事項の運用等を常に見直しを行わせること。

## (3) 消滅時効への対応

全ての被災者が賠償請求の機会を失うことのないよう、東京電力に対し、賠償請求未了者の掘り起こしや周知活動を徹底させることはもとより、「指針」に明記されていない損害への対応を含め、東京電力の「3つの誓い」のとおり、消滅時効特例法の趣旨を踏まえ、将来にわたり消滅時効を援用せず、最後の1人まで賠償を貫徹するよう求めること。

## (4) 適時適切な「指針」の見直し

被害者の生活や事業の再建が確実に果たされるよう、現地調査や関係市町村等からの意見聴取、原発事故に係る民事訴訟の判決内容の精査等により、被災者の現状をしっかりと把握した上で、適時適切な「指針」の見直しを行うこと。

## 3 農林畜産業、商工業等の営業損害に係る賠償について

同様の損害を受けている被害者が請求の方法や時期によって賠償の対応に相違が生じることのないよう、東京電力の運用基準や個別事情に対応した事例を公表・周知するとともに、書面で理由を明示するなど被害者へのわかりやすい丁寧な説明かつ必要な賠償を徹底して行わせること。